

Info
1

あなたの悩み、ひとりで悩まず相談ください

人権擁護委員は まちの相談パートナー

人権擁護委員は、市民の皆さんの人権相談を受けたり、人権の考えを広めたりする活動をしています。いじめ、児童虐待、家庭内の問題など日常生活での悩みや心配ごとがありましたら、気軽に相談ください。

問い合わせ 市民課市民係(☎35-0917)



▲人権擁護委員の皆さん

■人権擁護委員とは

人権擁護委員は、地域の中で人権が侵害されないように、人権を擁護することを目的として法務大臣から委嘱された市民です。全国の各市町村に配置されています。市民の皆さんから人権に関わる相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害から被害者を救済したり、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったりしています。



▲街頭啓発活動

■令和6年度 人権擁護委員の活動

市内の児童保育施設3園と小学校2校に加え、今年は地区センター1カ所でのちや思いやりの大切さを伝える人権教室を開催しました。また、6月1日の「人権擁護委員の日」にあわせて、市内の商業施設2カ所で街頭啓発活動を行いました。これからも、多くの人に人権について知ってもらえるような活動を続けます。



▲人権教室

■人権啓発優秀作品を展示します

法務省は、毎年12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定めています。人権週間にあわせ、人権尊重の大切さを市民の皆さんに呼びかけるために、市内小中学校から応募があった人権標語の優秀作品と小学生による人権ポスター、「人権の花運動」の活動写真などを掲示します。

日時 12月4日(水)～10日(火)
午前8時15分～午後5時

※4日(水)は午後7時まで、
10日(火)は午後1時まで

会場 市役所本庁舎1階ロビー

■人権擁護委員に相談するには

市社会福祉協議会が主催する「心配ごと相談」のほか、電話やインターネットでも相談を受け付けています。差別・虐待・セクハラ・パワハラ・いじめ・誹謗中傷など、日常生活での悩みや心配ごとを、ひとりで悩まず相談ください。

<心配ごと相談>

日程 毎月4回

※開催日時はP14「相談窓口」をご覧くださいか、
社会福祉協議会(☎35-3724)に問い合わせください。

会場 プラザけやき、中央公民館
(各会場毎月2回ずつ)

内容 日常生活上の悩みごとや困りごとの相談

相談役 人権擁護委員、民生委員・児童委員、
行政相談委員

<電話相談>

●みんなの人権110番(☎0570-003-110)

●こどもの人権110番(☎0120-007-110)

いじめ、虐待などのこどもの人権についての
専用相談電話です。

●女性の人権ホットライン(☎0570-070-810)

セクハラ、DVなどの女性の人権についての
専用相談電話です。

受付日時 いずれも平日
午前8時30分～午後5時15分

<インターネット相談>

●法務省インターネット人権相談

相談フォーム(右記)から氏名、相談内容
などを入力すると最寄りの法務局から後
日メール、または電話で連絡があります。
相談は無料です。秘密は必ず守ります。



▲昨年の人権週間パネル展の様子